

(参考)

(案)

協 定 書

江 南 市

教育委員会

江南市立図書館の管理に関する協定書

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第6条の規定に基づき、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者株式会社図書館流通センター（以下「指定管理者」という。）は、江南市立図書館（以下「図書館」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教育委員会と指定管理者が相互に協力し、図書館を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理業務の実施方法）

第2条 指定管理者は、本協定及び関係条例並びに法令等のほか、江南市立図書館指定管理者指定申請書提出要項及び江南市立図書館指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従って、図書館の設置目的を効果的に達成するよう誠実に管理業務を実施するものとする。

（開館時間又は休館日の変更等）

第3条 指定管理者は、江南市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する図書館の開館時間又は規則第3条第1項に規定する休館日について、変更しようとするときは、変更しようとする日の3か月前までに教育委員会の承認を受けるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により、開館時間又は休館日を変更する場合は、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

（財産の管理）

第4条 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を目的以外に使用してはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

3 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

4 指定管理者は、天災その他事故により財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

（指定期間等）

第5条 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第6条 管理業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第28号）第3条に掲げる業務に関すること。

(2) 図書館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

2 業務の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理業務の再委託)

第7条 指定管理者は、管理業務の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により教育委員会の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に行わせることができる。

(緊急時の対応)

第8条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、重大な機器の故障その他事故等が発生したときには、適切な措置を講ずるとともに、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 指定管理者は、本施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認めるときは、直ちに教育委員会に報告して指示を受ける等適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に関し、本施設の利用者その他の者から妨害又は不当要求を受けた場合は、教育委員会に対して報告するとともに、警察に対して届け出なければならない。

3 指定管理者は、前2項に定めるもののほか、本施設の利用が暴力団の利益になることがないように、関係条例及び法令等に従って適正に事務进行处理しなければならない。

(災害時の対応)

第10条 地震等の災害により、市民等への救援対策が必要となった場合は、図書館の使用については教育委員会の指示に従わなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

5 指定管理者は、前各項の規定による事務进行处理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

(事業計画書)

第12条 指定管理者は、毎年度教育委員会が指定する期日までに次年度の実施に係る事業計画書を提出し、教育委員会の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の実施に係る事業計画書を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものにあつて

は毎年度終了後30日以内に、第4号に掲げるものにあつては毎年度末日に、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 修繕費執行状況内訳書及び清算報告書
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎四半期終了後20日以内に、第1項第1号から第5号までに掲げる事項（清算報告書を除く）を記載した四半期総括書を教育委員会に提出し、検査を受けなければならない。

3 指定管理者は、毎月終了後15日以内に、第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに利用者からの苦情、意見、要望等の内容、それらへの対応を記載した業務月報を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

（管理業務の調査等）

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者にいつでも管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができる。

（業務職員等）

第15条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり館長及び業務職員を定め、書面により速やかに教育委員会に通知しなければならない。また、館長及び業務職員を変更した場合も同様とする。

（指定管理料の支払）

第16条 教育委員会は、第5条第1項に規定する期間の指定管理料として、金725,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を指定管理者に支払うものとする。ただし、修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を控除して支払うものとする。

2 前項の指定管理料の各年度における支払額の内訳は、別紙1の支払額内訳表に掲げる額とする。ただし、別紙2の各年度の修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を第4四半期の支払いから控除して支払うものとする。

3 指定管理者は、別紙1の支払額内訳表に掲げる四半期ごとに、第13条第2項の四半期総括書の提出に併せて、指定管理料の支払いに係る請求書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた日から30日以内に、指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

（損害賠償）

第17条 指定管理者は、故意又は過失により、財産を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を教育委員会に賠償しなければならない。

（第三者への賠償）

第18条 管理業務の実施において、明らかに指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、この場合に教育委員会が第三者に賠償したときは、教育委員会は、指定管理者に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

ものとする。

(不可抗力による費用負担)

第19条 不可抗力により管理業務の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、教育委員会と指定管理者の協議の上決定する。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者がこの協定の条項に違反したとき。

(2) 第14条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、指定管理者が江南市の行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書の2に規定する排除措置の対象となる法人等に該当するときは、その指定を取り消すものとする。

3 前2項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことによって、指定管理者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。なお、教育委員会に損害が生じた場合は、指定管理者は、その賠償の責めを負うものとする。

4 指定管理者は、第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、教育委員会の指定する期日までに、教育委員会が定める金額を返還しなければならない。

(指定管理者の引継ぎ)

第21条 指定管理者は、指定期間が満了する場合は、教育委員会の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の規定により指定を取り消された場合においてもこれを準用する。ただし、教育委員会と指定管理者が合意した場合は、この限りではない。

(協力)

第22条 指定管理者は、図書館で行われる江南市及び国、その他地方公共団体並びに公共的団体等の事業に協力するものとする。

2 教育委員会は、指定管理者が図書館で実施する事業等に対し、必要があると認めるものについては協力するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第23条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に教育委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。

(管轄裁判所)

第24条 この協定に関する訴訟は、教育委員会の事務所の所在地を管轄する裁判所を

第1審の裁判所とする。

(協定の変更)

第25条 本管理業務に関し、特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、教育委員会と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。
また、修繕費の精算により指定管理料の額に変更が生じた場合は、第13条第2項の四半期総括書の提出後、協定を変更するものとする。

(疑義についての協議)

第26条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、教育委員会と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、教育委員会、指定管理者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

江 南 市 教 育 委 員 会

指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

【別紙 1】

江南市立図書館指定管理料支払額内訳表

令和8年度～令和12年度 指定管理料総額 725,900,000円

令和8年度指定管理料 136,851,000円	1／4半期	34,212,750円
	2／4半期	34,212,750円
	3／4半期	34,212,750円
	4／4半期	34,212,750円
令和9年度指定管理料 140,766,000円	1／4半期	35,191,500円
	2／4半期	35,191,500円
	3／4半期	35,191,500円
	4／4半期	35,191,500円
令和10年度指定管理料 145,081,000円	1／4半期	36,270,250円
	2／4半期	36,270,250円
	3／4半期	36,270,250円
	4／4半期	36,270,250円
令和11年度指定管理料 149,321,000円	1／4半期	37,330,250円
	2／4半期	37,330,250円
	3／4半期	37,330,250円
	4／4半期	37,330,250円
令和12年度指定管理料 153,881,000円	1／4半期	38,470,250円
	2／4半期	38,470,250円
	3／4半期	38,470,250円
	4／4半期	38,470,250円

【別紙 2】

江南市立図書館指定管理料のうち修繕費内訳表

年度	指定管理料のうち修繕費
令和8年度	110,000円
令和9年度	110,000円
令和10年度	110,000円
令和11年度	110,000円
令和12年度	110,000円